

# 死生観——西と東

ヨーロッパと日本における土葬と火葬

鯖田豊之

## はじめに

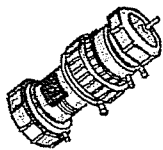
人間いつかはかならず死ぬ。医学が進歩し、駄目になった臓器を交換する移植手術がさかんになっても、事情は変らない。

あたりまえであるが、人間が死ねば遺体になる。死亡直後は体温があり、事故死を別にと、呼吸と心臓の運動が停止し、瞳孔反射のないことをたしかめないと、あたかも眠っているような感じがしないでもない。

けれども、時が経つにつれて体温がなくなり、死後二

三時間で硬直がはじまり、六八時間で全身に達する。この状態が四十八六十時間続いたのちに腐敗がはじまる。そうなるまえに遺体を何らかの形で処理しなければならない。

右のような現象は古くから知られていた。医学の発達していないころには死後硬直の開始を死の確実な証拠とみなして、それから遺体の処理にかかったりした。遺体の処理方法はそれぞれの文化圏における死生観とも密接に関係する。両者の変化はお互いに連動する。ここでは日本とヨーロッパの場合を比較、検討の対象にしたい。



## 座棺から寝棺へ

わたくしの母は一九八四年に八十三才で永眠したが、若いときから死後のことがよほど気がかりだったらしい。中学生になるかならないころのわたくしに「死んだらかならず寝棺にしてほしい。座棺は窮屈だからいやだ」とよく洩らしていた。一九四〇年わたくしの弟が生後四十日足らずで丹毒で死亡した。逆縁になるので、父のかわりに長男のわたくしが喪主にされた。届けられたのは成人用の座棺だった。弟の遺体は対角線状にすっぽりと座棺におさまり、膝や上肢を無理に折りまげる必要はなかった。母は安堵したようだった。

一九四〇年つまり昭和十五年頃の日本では、土、火葬をとわず寝棺はたいへんなぜいたくだった。当時の全国火葬率は五五%あまりだったが、火葬のときも圧倒的に座棺だった。寝棺自体にお金がかかるばかりか、特別な火葬炉を必要とするので、火葬料金もかなり割高だった。太平洋戦争後もしばらくは同じ状態がつづいた。地方名士クラスでもたいていは座棺だった。寝棺が一般的に

なったのは経済成長期以後だった。火葬炉もあいついで寝棺用に改造された。わたくしの母も長生きをしたおかげで座棺におしこめられる不安をまったくたずに往生することができた。

これに対して、ヨーロッパでは寝棺いっぽんやりだった。座棺自体が存在しなかった。かつては貧しいひとたちは屍衣にくるまれただけで埋葬されたが、あくまで横になった姿勢をとってだった。火葬の普及が日本よりかなりおくれ、広い墓所を要求する土葬が主流だったのに、寝棺以外のものをまったく思いつかなかった。

昭和前半の日本では寝棺にするか座棺にするかは経済力の問題だった。遺族に経済力があれば寝棺を選択できた。ところが、もつと時代をさかのぼると日本では奇妙な事実にいきあたる。戦災をうけて荒廃していた東京の芝、増上寺の歴代の徳川將軍墓の改葬にあたつての発掘調査によると、木棺は銅棺におおわれて地下の石室におさめられているのに、ほとんどが座棺だった。幕末に徳川家茂に嫁いだ皇女和宮だけが寝棺だったが、これは幕府消滅後宮内省が墓所を造営したので、いささか事情を

異にする。最高の政治権力者だった徳川將軍や將軍夫人までがなぜ寝棺を利用できなかったのであろうか。

このことに関連して、將軍墓所についてではないが、幕末の一八六三―一八六四年に滞日したスイス遣日使節団長アンペールは江戸の隅田川左岸地区の墓地を見学したときの印象をつぎのように述べる。「金持は埋葬を立派な陶器の大きなかめ、でももらいたがるので、細い入口から胴、胸、とりわけ両肩を順々に入れるのは、力の強い男の何人もの力が必要である。小市民や下層社会では木の棺に竹のたがをはめた簡単な杉のたるを利用する。たるで土葬するにしても、火葬にするにしても、狭いなかにかがませ、頭を垂れ、両足を折り、胸の上で両手を組みあわせて遺体をおさめる。これは墓碑名よりもいっそう雄弁なすばらしい象徴である。なぜなら、日本人が死者に母親の胎内にあった赤ん坊の姿をさせるのは単なる偶然ではないからである」と。

かれの解釈があたっているかどうか、わたくしには判断できない。座棺への屈葬についてはほかに「死者の再帰迷奔をふせぐ」との説も存在する。たしかなのは理由

はどうあれ、徳川時代には座棺が習俗化し、あたりまえとうけとめられていたことである。それがさほど強固な信念にもとずいてでないことは、皇女和宮の墓所がいつも簡単に寝棺に切りかわったことから推定できる。以後は寝棺か座棺かは経済力の問題になる。

ただし、日本の場合、全国火葬率が六〇%を超えたころからようやく寝棺が一般化したことを考えると、火葬率が上昇しなければまだ座棺時代がつづいていたかもしれない。日本の火葬は特別な例外をのぞくと遺族による拾骨がつきものだったが、座棺と寝棺とでは拾骨の手続きが異なる。座棺のときは焼骨がひとかたまりになって火葬炉からでてくるので、特別な拾骨順序はみられない。

これに対して、寝棺のときは台車にのせて火葬炉に送り込み、火葬終了後炉を冷却して台車をひきだすと、台車の上には骨格の原型をとどめた焼骨が存在する。焼きすぎても、焼き足らなくともいけない日本特有の芸術的な火葬が成立すると同時に、拾骨順序が規格化された。遺族が男女別に台車のよこにならび、左右から二人で足、

腕、背、肋骨、頭骨の順に竹のはしで骨をはさんで骨つばにに入れていく。のどぼとけは別扱いで錦袋におさめられる(のどぼとけは甲状軟骨なので火葬後は残っていない。実際は第二頸椎のことで、ほとけ様が手をくんで正座しているような形であることからいつしか重視されたのであろう)。寝棺の一般化にともなうせいぜい数十年の歴史しかもたない拾骨方法が、火葬率が九〇%を越した現在では当然のこととして定着してしまった。

では、なぜ、日本では火葬率の上昇がめざましかったのだろうか。

### 強い家族墓所志向

日本の火葬には遺族による拾骨がつきものだったが、これはあくまで日本特有の現象だった。ヨーロッパでは十九世紀後半以降、火葬運動がさかんになり、いくつかの火葬場が建設されたが、拾骨の慣習はまったく存在しない。葬式は火葬場チャペルでおこなわれるが、終了すると墓棺をチャペルにおきざりにしたまま遺族は退席する。火葬炉の入口まで墓棺につきそったりはしない。あ

とはすべて職員の仕事になる。

だいたい、ヨーロッパの火葬炉の入口と出口は同じでない。はじめから寝棺が使用されていたが、台車にのせて火葬炉に送り込むのではない。寝棺は炉内の鉄格子の上に送られるので、焼骨は炉のいちばん下の骨受け皿に落ちる仕掛けである。骨受け皿の取出口は反対側になる。職員が骨受け皿のばらばらの焼骨を骨つばに収容する。

いいかえると、日本の火葬では遺体を焼骨にするという純技術的な作業以外はすべて遺族が主役だった。明治、大正時代のまきとわらを燃料にしていたころには火葬にひと晩かかるので、遺族は火葬炉に墓棺がおさまったのを見とどけてから帰宅し、翌日の拾骨になった。昭和に入って効率のよい重油炉が普及しだすと、即日拾骨の可能などころがふえはじめた。寝棺の一般化に平行する火葬炉の改造がそれに拍車をかけた。遺体を火葬炉前までみおくれた遺族は火葬場内外の待合室で待機し、火葬がおわって火葬炉が冷却されると、ただちに拾骨にとりかかる。遺族が故人とはなれているのは遺体が火葬炉内で焼骨にされるあいだにかぎられる。きわめて家族主義的

な火葬である。ひきとられた陶製の骨つばは白木(桐)の箱に入れて白布で包み、錦袋とともに故人の自宅の祭壇に安置される。三十五日または四十九日の法要をすませたのちに家族墓所におさめられる。

家族墓所なるものが日本では土葬によると不可能に近かった。土葬は一墓所一遺体の単独墓で、ヨーロッパとちがって、地下に墓棺を何層もかさねるという発想はなかった。広大な家族墓地をあらかじめ確保し、そこに家族の土葬単独墓をつぎつぎに造成することなど、徳川將軍家、大名などの超上流階級でなければできなかった。

もともと、明治初年の日本の一般庶民が家族墓所を志向していたとは思われない。「家」意識はもともと武士階級以外では豪商、富農の徳目にすぎなかった。明治政府は「家」意識を一般庶民のあいだでももりたて、それを国家意識につなげようとした。いわゆる「家族国家論」によって富国強兵の実をあげようとした。その第一弾が一八九〇(明治二十三年)の教育勅語だった。「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和し朋友相信シ」との荘重な文

章からなる勅語が祝日のたびごとに、全国の小学校から大学にいたるまで、児童、生徒、学生の面前で朗読されるようになった。第二弾は一八九八(明治三十一年)の民法親族、相続編の制定だった。当時もはや過去の遺物になりつつあった家父長制大家族の存在を前提として、戸主権、本家、分家、家督相続などについて規定した。とくに注目されるのはヨーロッパ諸国の民法にはみられない祭祀条項が明文化されたことで、「系譜、祭具、及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス」とされた。どここの家にも系譜、祭具、墳墓があったわけではないにしても、教育勅語で教育された世代が成人になると、次第にこれらを所有したいとの機運が醸成されたとしても不思議はない。

こうして明治大正期以降『……………家之墓』……………家累代之墓』といった石碑があちこちに建立されるようになったが、その前提として民法制定当時全国火葬率が三〇%近かったことを見逃せない。東京府は四五%だった。火葬納骨でなければ家族は死後のすみかをとめないできない。また、都会にでて客死したときは、火葬にして

おけば、故郷の家族墓所に骨つばをおさめることができ  
る。以後、家族墓所への執念が日本では火葬率上昇の原  
動力になった。太平洋戦争勃発の前年にあたる一九四〇  
(昭和十五年)の全国火葬率は五五・七%に達した。

敗戦後の日本はアメリカ軍を主体とする占領軍のもと  
でさまざまな改革に手をつけた。民法親族、相続編は一  
九四七(昭和二十二年)年に全面的に改正され、家族の単位  
は夫婦と未婚の子から構成される単婚家族であることが  
法的に認知された。「家」制度は廃止され、戸主権や家  
督相続は消滅した。相続は遺産相続にかぎられ、生存配  
偶者優遇と実子のあいだの均分が原則とされた。

にもかかわらず、祭祀条項は遺産相続の例外として形  
を変えて残された。「系譜、祭具及び墳墓の所有権は慣  
習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継す  
る。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰す  
べき者があるときは、その者がこれを承継する」とした。

民法改正審議の過程ではこの条文にはずいぶん異論が  
でたらしい。従来の家督相続を温存するのではないか、  
との疑義もでた。ただ、系譜、祭具、墳墓が分割相続に

なじまないのはまぎれもない事実である。民法に祭祀条  
項のないヨーロッパ諸国では家族墓所の承継には特別法  
で対応する。特別法をわざわざ別に立法するぐらいなら  
と、祭祀条項は最終的に原案どおり承認された。

ところで、制度としての家は廃止され、家族国家論は  
過去の亡霊になったとしても、日本人特有の「家」意識  
は簡単にはなくならない。敗戦後の混乱期には会費制の  
結婚披露パーティがおこなわれたりもしたが、現在では  
形式だけでもせよ、結婚は家と家のむすびつきとの前提  
で両家によって派手な披露宴がもよおされる。葬式も同  
じで、戸籍上は別になった親族が遺族としていっしょに  
あつまる。日本人の家族墓所志向は一向に衰えない。火  
葬率は上昇する一方で、一九七九(昭和五十四)年に九〇%  
を越した。せいぜい数十年の歴史しかもたない火葬後の  
拾骨順序の規格化が何の抵抗もなく定着したのは、すで  
に述べたとおりである。

したがって、新民法の祭祀条項は日本人の家族墓所志  
向に配慮した賢明な選択だった。旧民法時代は系譜、祭  
具、墳墓は家督相続の特権だったので、被相続人は推定

家督相続人(主として長男)以外に承継させることはでき  
なかったし、後者は承継を辞退できなかった。新民法で  
は被相続人の意志が尊重されるばかりか、家庭裁判所が  
祭祀主宰者を決定するときは生存配偶者もしくは最後ま  
で両親の面倒をみた同居の子供を優先させることが多  
い。一九八七(昭和六十二年)の東京高裁判決は「配偶者  
の遺体ないし遺骨の所有権(その実体は祭祀のためにこれ  
を排他的に支配、管理する権利)は、通常の遺産相続によるこ  
となく、その祭祀を主宰する生存配偶者に原始的に帰属  
し、次いでその子によって承継されていくべき」である  
とする。

ただ、最近では従来の『……………家之墓』という表現  
はすこしずつ好まれなくなってきた。墓石の中央に「和」、  
「心」「愛」「静」「寂」などの文字を大きく彫り込み、  
家の名前がなかったり、あっても隅の方に小さく入れる  
ものが流行しだした。ひとり息子、ひとり娘同士の結婚  
がふえたことも誘因になった。

こうした「家」へのこだわりは直線的に家族墓所の後  
退、個人墓所の登場にはむすびつかない。せいぜい家族

の範囲がせまくなったにとどまる。親と子が、夫と妻が  
死後のすみかをともしたいとの姿勢に変わりはない。い  
ずれにしても、日本では家族墓所志向が事実上火葬以外  
の埋葬方法を選択できないところまで火葬率をおしあげ  
た。ヨーロッパの火葬はどのような運命をたどったのだ  
ろうか。

### ヨーロッパの土葬と火葬

ヨーロッパの火葬が遺族による拾骨をとまなわな  
いのはすでに触れたところである。火葬場チャペルでの葬式  
がおわると、遺族はチャペルに墓棺をおき去りにして退  
出する。火葬を選択するものははじめのうち奇人、変人  
扱いだった。とくにカトリック教会は火葬推進運動家  
には反カトリックが多いとの理由で火葬禁令を何回もくり  
返した。プロテスタント国でも火葬はあまり普及しな  
かった。

土葬の場合は墓地のチャペルで葬式をするが、墓棺は  
チャペルにおき去りではない。葬式が終了すると、準備  
がととのった墓所まで遺族が墓棺とともに葬列をくみ、

あらためて埋葬式がおこなわれる。墓棺が静かに地下におろされ、土をかけるところまでは目撃できる。個人対象の共同墓地は一定の年限がくると掘り返され、肉ばなれた骨片は納骨堂におさめられる。それにあきたらないひとたちは土葬家族墓所の建設、維持に懸命になった。

ヨーロッパの大都市における近代的公園墓地の造成は十九世紀半ばにはじまるが、ハンブルグ中央墓地のように例外的に広大なところを別にすると、土葬による家族墓所では墓棺の積みかさねが至上命令だった。墓地によって異なるが、二層から四層ぐらいがふつうだった。最初の埋葬のときに地下を深く掘って地底に墓棺をおき、あとからそのうえにつきの墓棺を埋葬できるようにする。左右対称に同じことをすれば、ひとつの家族墓所に四つないしは八つの墓棺をもちこめる。

石碑は家族共通であるが、『……………家』と刻印するよりも、埋葬順に故人の氏名、生没年を追加していく形式が多い。さまざまな彫像や十字架をあしらったりもする。あたらしい埋葬のたびに墓所を掘り返さなければならぬ。墓表面に板石のあるときは、それを取りのぞい

で十分に対応できるとのことだった。

ヨーロッパの火葬がはじめのうち家族墓所に傾斜なかったのは、単に拾骨の習慣がなかったせいばかりでない。火葬に対する風あたりの強かった反発からか、火葬を希望したひとたちはどこでも骨つばの地下埋葬を拒否した。地下のつめたい土中はお断わりというところであろうか。火葬場は骨つば安置のための coronbarium を建設しなければならなかった。 coronbarium は現在の日本であるていど普及したロッカー式納骨堂から仏壇を除外したような存在で、ひとつの仕切りに骨つばがひとつから三つくらい安置された。 coronbarium が不足すると、地上に棒状もしくは角状の石柱をたて、地上のふくらんだ部分に骨つばを安置したりもした。一九〇二年創設のロンドンのゴルドー・グリーン火葬場のごときは、 coronbarium が一杯になると、火葬場をかこむ煉瓦塀の内壁の各所にあなをあけて骨つばを安置し、板石をおおわなければならない。あちこちに白い板石をちりばめられた煉瓦塀内壁は美観どころでない。骨つばの地下埋葬拒否がつづくかぎり、ヨーロッパの火葬

て掘り返し、あとで板石をもとにもどすことが要求される。余計な手間をはぶくために、あらかじめ規定どおりの墓棺が収容できる石造の墓室をつくっておき、上部を空白にしたまま板石でおおう工夫もこらされた。この場合は板石をうごかすだけで墓棺を順次下からかさねることができ。家族墓所の本命はあくまで土葬だった。墓所の承継は生存配偶者、男系の子孫夫婦になることが多かった。

もつとも、右のような土葬家族墓所は主として二十世紀はじめまでの産物で、現在ではあまり豪華なもの新設されない。家族をとりまく環境がすっかり変化した。古い墓棺を整理すれば、旧来の家族墓所を再利用できないはないが、年間の維持、管理費が高額で、所得水準が平均化したために子孫が負担しきれない場合もすくなくなかった。

シティ・オブ・ロンドン墓地ではかつて墓棺を三層かさねることができたが、いまは二層しか許されない。石碑にファミリーと表示してあっても、実体は夫婦墓もしくは親子墓にすぎない。核家族化の進行のせい、これ

は家族墓所の形成とむすびつくことはなかった。

骨つばの地下埋葬拒否がゆらいだのはプロテスタント諸国がさきだった。ハンブルグやロンドンでは第二次大戦まえに骨つばの地下埋葬がはじまった。カトリックの勢力がつよいミュンヘンやウィーンではそうはいかなかった。カトリック教会が火葬を公認する一九六三年まで地下埋葬拒否の姿勢がつづいた。地下埋葬がおこなわれだしても、 coronbarium に対する執着を断ち切れなかった。

骨つばの地下埋葬が日本のような家族墓所志向の形をとったのはハンブルグ、ミュンヘン、ウィーンだった。共通の石碑をたて一平方メートルあたり八つの骨つばを地下に埋葬できるようになった。ウィーンでは coronbarium をのぞくと火葬についてはこの形の家族墓所以外は存在しない。火葬家族墓所への骨つば埋葬には当然遺族が立ち会うが、納骨式はおこなわれたり、おこなわれなかったりである。

ハンブルグでは一九六〇年ごろから火葬家族墓所は好まれなくなった。石碑つきの個人墓所への要求がつよく

なった。家族墓所は毎年維持管理費用を支払わなければならぬが、個人墓所は一括前払いで済む。家族関係が不安定になったせいであろう。さらに一九七〇年には墓標のようなものは一切なしに、骨つばを一定区画の芝生の下にまとめるアノニム（無名）埋葬がはじまった。遺族の立ち会いはなく、骨つばの埋葬地点は墓地管理者にしかわからない。最初はあまり人気がなかったが、一九八五年には火葬全体のなかで占める割合は二〇%を越した。ミュンヘンも一九七二年から同じようなアノニム埋葬にふみきったが、こちらの方は火葬全体のなかの三%でいどにすぎない。

これに対して、「イギリス式火葬」とよばれる独自の方向をたどったのがロンドンだった。とくにゴールド・グリーンの火葬場は敷地面積〇・四九畝で、骨つばの地下埋葬をはじめ、石碑つき家族墓所にするわけにいかない。敷地のあちこちにばら園を造成し、周囲の地下に骨つばを埋葬することにした。骨つばはふたかさねが可能で、埋葬地点の地表にはよこ十五センチ、たて七・五センチの青銅製銘板がとりつけられ、二人分の故人の氏名と

火葬にするなら、焼骨の処理もできるだけ簡素にということだろう。骨つばもほかの国では頑丈な金属製ののに、簡便なプラスチック製に切りかわってしまった。一九八四年刊行のグレート・ブリテン火葬場協会の統計では焼骨処理のうち散布が実に五八・六%を占める。

### 死生観の変化

いずれにしても、家族墓所一辺倒の日本の火葬に対して、遺族による拾骨の慣習をもたないヨーロッパの火葬における焼骨処理はさまざまである。ウィーン、ミュンヘンの家族墓所志向からロンドンの焼骨散布まできわめてへだたりが大きい。あるドイツの火葬場主任はわたくしにこう語った。「ドイツでは焼骨はかならず骨つばに収納する。焼骨を散布するような野蛮なことではない」と。

たしかなのは、火葬率が九〇%を越した日本ではほかの埋葬方法はほとんど事実上不可能になったのに、ヨーロッパでは火葬がなお選択の問題である。グレート・ブリテンは比較的火葬率がたかいが、一九八〇年になって

生没年を刻み込むことができる。石碑がないだけに、せまいばら園にかなり多数の骨つばが埋葬される。さらに、ゴールド・グリーンの火葬場では、故人や遺族の希望に応じて、敷地内の一定区画の芝生にこなごなにした焼骨を散布することもはじめた。散布は底部が開閉できるバケツ型容器でひとり分ずつおこなわれる。一九三九年から焼骨の処理は骨つばに収納しての遺族立ち会いのばら園埋葬か、遺族の立ち会いなしの散布かのいずれかになった。したがって、火葬後のこなごなの焼骨はひとまず小さなダンボール箱に集められる。ばら園埋葬にきまつたときからはじめて骨つばにうつしかえられる。どちらの場合も、故人に対する追悼文がブック・オブ・リメンブランス（過去帳）に装飾文字で記載され、火葬まえの葬式用チャペルとは別に建設されたチャペル・オブ・メモリーで保管される。

シティ・オブ・ロンドン墓地のように火葬場が墓地内にあるときは、骨つばを地下に埋葬して石碑を建立することもできないが、火葬についてはいつしかゴールド・グリーンの火葬場と同じ方式が主流になり、定着した。

も六四・四八%でしかない。シティ・オブ・ロンドン墓地では火葬が八〇%に達することだったが、わたくしは埋葬したばかり、あるいは埋葬準備をした土葬墓所にいくつもみかけた。墓標は仮設の木製だった。火葬よりはるかに高価につくかもしれないが、土葬の希望を実現することはできる。そうした世界でわざわざ火葬をえらびとったひとたちの死生観、遺体観があくまで土葬に執着するのと同じであらうはずはない、何らかの変化がみられるのでなかろうか。

このような意味でひとつの手がかりになるのが正常解剖における献体比率である。病理解剖は死因および局所の病変の究明を目的にするが、正常解剖とは医学の教育に欠かせない正常な人体の構造をすみずみまで知るための解剖実習のことで、むかしは刑死者、貧民、引取人のない遺体などが対象になった。社会保障が充実した先進国ではこのようなひとたちがいじめるしく減少した。人権上からも、医学教育に奉仕するために自発的に生前に献体登録をすませたひとの遺体こそ正常解剖にふさわしいとの声がつよくなってきた。ところが、正常解剖のた

めの遺体の防腐保存に三カ月ほどかかり、解剖実習には数カ月を必要とする。すぐに葬式ができないのでどこでも献体運動ははじめのうちうまくいかなかった。グレート・ブリテンでは一八三二年に「解剖法」が成立し、献体が法的に認知された。第一次大戦の勃発した一九一四年まで実際の献体はゼロだった。第一次大戦後すこしふえたしたが、正常解剖全体のなかで占める比率は三七％だった。

事態が一変したのは第二次大戦後だった。資料は中断しているが、一九六〇年代のあいだに献体率は七〇―一〇〇％に上昇した。年によつては献体だけで正常解剖のすべてをまかなえるようになった。火葬率が上昇し、一九六〇年には三四・七〇％、一九七〇年には五五・四一％になったのが主要原因だとされた。

火葬率についての二つの数字は日本にあてはめると、一九〇九明治四十二年と一九四〇(昭和十五年)年に相当する。この年代の日本には「解剖法」にあたる法律はなく、献体はゼロだった。

グレート・ブリテンで火葬率がさほどたかくない段階

で献体率が大はばにふえたのは、独特の火葬、焼骨処理法のせいとしか考えようがない。献体をしないときも、墓棺は火葬場チャペルにおきざりで、あとの仕事は職員にまかされる。こなごなの焼骨を芝生に散布するときは遺族は立ち会わないので、遺体とは火葬場チャペルでわかれたきりになる。それぐらいなら、遺体を火葬場チャペルにはこぶかわりにメディカル・スクールの正常解剖に役立てたいと希望するひとがふえ、家族が同意したとしても不自然ではないのでなかるうか。

いろいろ問いあわせてみると、献体者の場合は遺体がメディカル・スクールに直行するので、通常の葬式はできない。かわりに故人の生前をしのぶメモリアル・サービスが遺族、友人、知己などによつてもよおされる。テープに録音しておいた故人のスピーチや歌唱を披露したり、故人についての逸話が紹介されたりする。献体をしていないで通常の宗教的葬式をしたときも、このようなメモリアル・サービスをあとですることが多くなった。故人の人生を遺体から切りはなして考えようとする風潮が献体率をたかめるのに一役かった。

火葬には遺族による拾骨が不可欠の家族墓所志向のつよい日本では、火葬率がすこしぐらいたくなくなつても、こう簡単にはわりきれない。日本で正常解剖の遺体不足ししたのは一九五五(昭和三十)年ごろからだつた。白菊会をはじめ献体運動を推進する篤志家の団体があついで誕生した。はじめは本人が献体登録をしておいても、いざというとき遺族が拒否するケースがすくなくなつた。

一九六七(昭和四十二)年から情報交換を目的に毎年篤志解剖全国懇談会が開催されるようになった。一九七一(昭和四十六)年には常設の事務局をもつ篤志解剖全国連合会が成立した。何が献体の障害になっているか、障害の除去にはどうしたらよいかなどが検討された。一九七三年(昭和四十八)年には国庫補助を容易にするために財団法人日本篤志献体協会が設置された。

献体運動にたずさわっているひとたちの最大の不満は、日本では献体がまったくの篤志家の善意に委ねられ、法的に認知されていないことだった。何回も陳情がくり返された。一九八二(昭和五十七)年には医科大学長もしく

は医学部長の推せんにより、文部大臣から故人あての感謝状が贈呈されるようになった。翌一九八三(昭和五十八)年には「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」が成立し、献体はやつと法的に認知された。

この間に献体の障害をとりのぞくためのさまざまな方法が模索された。「遺族の同意」もしくは「遺族が反対しない」は絶対条件だったが、葬式をあげてから火葬場のかわりに解剖学講座に遺体をはこんでもさしつかえないとされた。日本では火葬場にチャペルがなく、葬式が別のところでおこなわれるのが幸いした。また、遺体のかわりに遺髪、遺爪で葬式をすることも示唆された。一年または二年を経過した解剖終了後の遺体の火葬および拾骨には解剖学講座があたり、骨つばを遺族に返却すると同時に、焼骨の一部は大学墓地に納骨することなど、実務的な手順も定着した(年に一回または二回遺族を招待して解剖体法要が盛大に行われるのは、従前どおりである)。

正常解剖総数、篤志体解剖総数、篤志体解剖比率は毎年篤志解剖全国連合会がまとめているが、ここ十年ほどのあいだに献体率は倍増した。一九七五(昭和五十)年に

は二五・一％だったのが、一九八六(昭和六十一)年には五一・一％になった。

問題は単なる比率だけでない。一九六〇年代のグレート・ブリテンの年間正常解剖総数は二百体から三百体だった。そのなかでの献体率が七〇―一〇〇％だった。以後の事情はよくわからないが、メディカル・スクール増設の動きはないので、ほぼ同じとみてよい。これに対して、日本では医大新設ラッシュがひびき、年間正常解剖総数はひとけたうえの二千体から三千体に達する。献体の絶対数ではグレート・ブリテンを上まわる。医師過剰時代を前に医科大学や医学部の入学定員が削減されれば、献体率はもつとあがるのではなからうか。献体者にも通常の葬式を容認せざるを得ないなど、グレート・ブリテンほどはつきりわりきれてはいないにしても、おそらくながら、日本でも死生観が変化しつつあるといえよう。

主要参考文献(論文を除く)

浅香勝輔・八木沢壮一共著『火葬場』(大明堂、一九八三)

鈴木尚・矢島恭久・山辺知行編『増上寺・徳川將軍墓とその遺品・遺体』(東大出版会、一九六七)

斎藤忠『日本史小百科 墳墓』(近藤出版社、一九七八)

藤井正雄『骨のフォークロア』(弘文堂、一九八八)

石川利夫・藤井正雄・森岡清美編『祖先祭祀、生者と死者』(三省堂、一九八八)

日本解剖学会、解剖体委員会『わが国の献体』(一九八四)

・Mr. R. Russel Davis and others, *The Law of Burial, Cremation and Exhumation*, Shaw & Sons, 1982.

・Ruth Richardson, *Death, Dissection and the Destitute*, Routledge & Kegan Paul, 1987.

(文はた とよゆき・京都府立医科大学名誉教授)